

14 臨床栄養師海外研修細則

(目 的)

第1条 この基準は、臨床栄養師継続研修規則第3条第3項に規定する海外研修（以下「海外研修」という。）の取り扱いについて、必要事項を定める。

(実施主体)

第2条 海外研修による臨床栄養師継続研修の実施主体は、学会、認定講座受託団体及び継続研修受託団体が実施するものに限る。

(研修の申請等)

第3条 認定講座受託団体及び継続研修受託団体が海外研修を実施する場合の学会への承認申請等については、次の各号によるものとする。

- ① 承認申請は、海外研修実施2か月前に行なうものとする。
- ② 承認申請は、研修日程、研修目的、研修先毎の研修内容、講師等の詳細な資料を添付して行なうものとする。なお、関係資料が2か月前の申請時に間に合わない時は、決まり次第直ちに提出するものとする。
- ③ 海外研修の履修認定時間数は、移動時間等は含まず、実質研修時間のみを相当時間として認定する。
- ④ 海外研修終了後、海外研修参加者はレポートを提出するものとする。
- ④ その他詳細事項は個別毎に審査するものとする。

(研修科目)

第3条 海外研修の履修認定時間は、臨床栄養師継続研修規則第3条第1項の第10号に規定する科目の履修時間に換算するものとする。

(書類様式)

第5条 海外研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師海外研修書類様式細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この細則は、平成20年3月に改定され、平成20年4月以降の事項について適用する